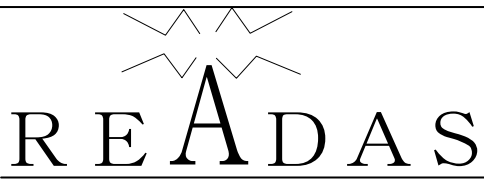


第 5978 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月15日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 同族会社に対する低額譲渡

Q：私が経営する会社に私の土地を譲渡しようと思います。この場合の課税関係は、どうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

①会社に対する課税

会社は時価で土地を取得したこととなり、時価と譲渡対価の差額は受贈益として計上します。

②譲渡者に対する課税

会社に対して、時価の2分の1に満たない金額で譲渡した場合には、時価で譲渡したものとみなして、所得税が課税されます。

③株主に対する課税

会社に対して時価より著しく低い価額で財産の譲渡をしたために、会社の株価が上昇した場合には、譲渡者から株主に対して株価上昇分の贈与があったものとみなされて、株主に対して贈与税が課税されます。

ただし、低額譲渡が、会社の役員等によって、その会社が資力を喪失したときになされたものであるときは、受けた利益のうちその会社の債務超過額に相当する部分の金額については、贈与により取得したものと取り扱わないこととされています。

なお、この場合の会社が資力を喪失した状態とは、会社更生法や再生計画認可の決定があった場合をいい、一時的に債務超過となっている場合は該当しません。

